

木津町区財産処理委員会開催報告

令和7年10月 5日（日）19時～20時

場所：木津川市中央交流会館。

四丁目。五丁目、小寺町、西町、川原町、三樹町、不二莊園、南ガーデン、若葉町、木津八ヶ坪、宮ノ内107、リーブル宮ノ内の12の町内会、自治会より、町総代、自治会長の各委員及び水利組合長を含めた木津町区処理委員会役員により、会議を行いました。

財産区財産に準ずる財産として、木津6区準財産区財産概要の流れの説明。令和8年度、木津町区準財産区財産にかかる基金残高の説明。

木津町区財産処理委員会規約の説明。補助金事業許可申請書から補助金の交付までの流れの説明。令和6年度各委員からの要望使途についての市役所回答の説明。

今年度市役所財務課として基金利用の考え方についての説明等を行いました。

各委員からの基金使途のご意見を頂きました。

- ・石垣改修。U字溝の改修。・樹木の伐採。排水路の川床の凸凹改修
- ・各種犯罪抑止対策。大規模災害対策、交通事故対策の資材設置。
- ・木津町区全域に防犯監視カメラの設置。・空き地の雑草除去。
- ・道路整備、防災関連事業、自治会への補助金。
- ・集会所の修理修繕については、該当する自治会、町内会の総意。

また、基金利用についての下記のご意見がありました。

* 本来市が行うべき事業なのに、財産区の財産を割り当てるのはおかしい。

* 財産区が直接自治会への補助を行うことができない場合、財産区の財産から市の一般会計へ繰り出し、市の事業として地域の福祉活動を支援する、「繰出金」として、地域住民のための整備費用に充てることができないか。

地域住民が、安心、安全な暮らしができるようにとの思いで、出された使途意見が、各委員の総意であり、その結果としての各々の使途要望があり、それが市の基金利用の考え方とのギャップが埋まらないのが現状と考えられます。

このままでは、使途意見と市の考え方が常に平行線となり、基金利用までに至りません。繰出金の可否を含めて、財産管理委員会を通じて、基金利用の改善策を検討していきたいと思います。

令和7年10月8日

木津町区財産処理委員会

会長 田中 芳久

